○防衛省告示第二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年一月二十五日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月一日から平成三十年三月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年一月二十五日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　二級河川請戸川水系請戸川公共災害復旧工事（右岸：福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保地内から同町大字請戸字舛倉地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保、字左島塚及び字舛倉地内

２　使用の部分　福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保、字左島塚及び字舛倉地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県双葉郡浪江町大字棚塩字向川原地内から同町大字北幾世橋字荒井前地内までの二級河川請戸川水系請戸川（以下「請戸川」という。）左岸の延長968mの区間及び同町大字請戸字北久保地内から同町大字請戸字落合地内までの請戸川右岸の延長964mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川請戸川水系請戸川公共災害復旧工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川請戸川水系請戸川公共災害復旧工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、請戸川は、河川法第５条第１項の規定に基づき福島県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定により福島県知事が河川管理者であることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

請戸川は、その源を福島県双葉郡浪江町の天王山に発し、高瀬川等の支川を合わせた後、太平洋に注ぐ指定区間延長44.8㎞、流域面積428.2㎢の二級河川である。

請戸川は、その流域に集落、公共施設等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和46年８月の洪水では、床上浸水266棟、浸水面積741haに及ぶ被害が発生している。さらに、請戸川の河口部を含む双葉郡浪江町においては、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

請戸川の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として、基準地点である請戸橋における河道配分流量2,650㎥／秒を流下させるとともに、河口部においては、接続する福島沿岸における明治三陸タイプ地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋7.2mを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業である。

本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成27年８月及び平成28年３月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、騒音及び振動については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているカジカ小卵型、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、キベリマメゲンゴロウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ、ミズアオイ及びミクリその他重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについても、保全対策の実施により、影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全対策として、カジカ小卵型及びキベリマメゲンゴロウについては、工事中の濁水対策を講ずることとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案と水門及び堤防を整備する案との２案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が多いものの、土工主体であり施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。